

社会福祉法人にんじんの会

役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人にんじんの会（以下「法人」という。）定款第2
1条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものであ
る。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは理事及び監事をいう。

(常勤役員の報酬)

第3条 常勤役員の報酬総額は別表1に定める金額の範囲内とし、理事長は理事会の
承認を得て、その総額の範囲内で各々の理事に配分するものとする。

(非常勤役員の報酬)

第4条 非常勤役員が理事会・評議員会に出席したとき及び監事が監査を行ったとき
は、別表2に定める報酬を支払うことができる。

(業務執行に伴う報酬)

第5条 役員が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けて
その業務に当たったときは、別表3に定める報酬を支払うことができる。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の
金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(出張旅費)

第7条 役員が法人業務のため出張する場合は、報酬及び別表4に定める宿泊費及び
旅費の実費を支払うことができる。

2 出張における報酬については別表3を準用する。

3 業務遂行に必要な経費については、実費として支給することができる。

4 出張旅費は、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができ
る。

(適用除外)

第8条 法人の職員として給与規程及び準職員給与規程等の適用を受ける役員は、こ
の規程を適用しない。

(公 表)

第9条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成29年6月21日から施行する。

別表1 常勤役員報酬

名 称		報酬（旅費・交通費を含む）
常勤役員	報酬総額	年間 1,500万円

別表2 非常勤役員報酬

名 称		報酬（旅費・交通費を含む）	
理事	理事会出席報酬	日額 15,000円	ただし、理事会・評議員会が同日に開催される場合、日額 15,000円とする。
	評議員会出席報酬	日額 15,000円	
監事	理事会出席報酬	日額 15,000円	ただし、理事会・評議員会が同日に開催される場合、日額 15,000円とする。
	評議員会出席報酬	日額 15,000円	
	監査報酬	日額 25,000円	

別表3 業務執行報酬

名 称		報酬（旅費・交通費を含む）
理事	業務執行報酬	1回 25,000円
監事	業務執行報酬	1回 25,000円

別表4 出張旅費

名 称	宿泊費	旅費・交通費	その他
出張旅費	実費	実費	実費

社会福祉法人にんじんの会 評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人にんじんの会（以下「法人」という。）定款第8条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、報酬として日額（旅費・交通費を含む）15,000円を支給する。

(報酬等の支給方法)

第3条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第4条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成29年6月21日から施行する。